

## 平成27年第2回森町議会4月会議会議録（第1日目）

平成27年4月30日（木）

開議 午前10時00分

休会 午後 2時37分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

臨時議長（年長議員）の紹介

開会宣言

- 1 仮議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議長立候補者の所信表明
- 4 選挙第 1号 議長選挙
- 5 会期の決定
- 6 選挙第 2号 副議長選挙
- 7 議席の指定
- 8 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 9 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 10 選挙第 3号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙
- 11 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する  
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 12 承認第 2号 専決処分した事件の承認について  
森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定に  
ついて
- 13 議案第 1号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第 2号 森町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第 3号 平成27年度森町一般会計補正予算（第1号）
- 16 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 17 同意第 2号 監査委員の選任について
- 18 休会中の所管事務調査等の申し出

### ○出席議員（16名）

議長 16番	野村 洋 君	副議長 1番	三浦 浩三 君
	2番 菊地 康博 君		3番 加藤 進 君
	4番 黒田 勝幸 君		5番 山田 誠 君

6番 檀上美緒子君  
 8番 佐々木修君  
 10番 久保友子君  
 12番 西村豊君  
 14番 松田兼宗君

7番 河野文彦君  
 9番 小杉久美子君  
 11番 木村俊広君  
 13番 堀合哲哉君  
 15番 宮本秀逸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	梶谷恵造君
副町長	片野滋君
会計管理者兼 出納室長 監査委員	釣池田隆吉君
総務課長	木村浩二君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	安藤仁君
防災交通課長	小田桐克幸君
契約管理課長	小井田徹君
企画振興課長	長瀬賢一君
税務課長	伊藤昇君
収納管理課長	澤田勝則君
保健福祉課長	山田仁君
保健福祉課参事 保健福祉課参事 兼保健センター 長	住吉英勝君
住民生活課長	金丸由起子君
環境課長	佐々木陽市郎君
農林課長	山本憲君
農業委員会事務局長	宮崎涉君
水産課長	鈴木修一君
水産課参事	黒川安明君
商工労働観光課長	岩瀬英一君
商工労働観光課参事	菊池一夫君
建設課長	横山崇裕君
砂原支所長	富原尚史君
地域振興課長	木村哲二君
町民サービス課長	落合浩昭君
	坂井定幸君

保健対策課長	若	狭	壽	美	君
教 育 長	香	田		隆	君
学校教育課長	武	井		肇	君
社会教育課長					
兼公民館長	宮	崎	弘	光	君
兼図書館長					
生涯学習課長	中	島	将	尊	君
生涯学習課参事	若	松	幸	弘	君
体育課長兼					
体育館長兼	金	丸	孝	也	君
青少年会館長					
給食センター長	金	丸	義	樹	君
さくらの園・園長	柏	渕		茂	君
病院事務長	坂	田	明	仁	君
上下水道課長	石	島	則	幸	君
上下水道課参事	小	松	裕	章	君
消 防 長	山	田	春	一	君
消 防 署 長	山	下	英	一	君

○出席事務局職員

事務局 長	藤	田	司	志	君
議事係 長	村	本		政	君
庶務係 長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 選挙第 1号 議長選挙
- 2 選挙第 2号 副議長選挙
- 3 議席の指定
- 4 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 5 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 6 選挙第 3号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙
- 7 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する  
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 承認第 2号 専決処分した事件の承認について  
森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定に  
ついて
- 9 議案第 1号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について

- 1 0 議案第 2号 森町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について
- 1 1 議案第 3号 平成27年度森町一般会計補正予算(第1号)
- 1 2 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 1 3 同意第 2号 監査委員の選任について
- 1 4 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前10時00分

◎臨時議長（年長議員）の紹介

○議会事務局長（藤田司志君） 本4月会議は一般選挙後の初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の野村洋議員をご紹介します。

野村議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（野村 洋君） ただいま紹介されました野村洋でございます。地方自治法第107条の規定により議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会・開議の宣告

○臨時議長（野村 洋君） ただいまから平成27年第2回森町議会4月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（野村 洋君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席となります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（野村 洋君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において、山田誠君及び宮本秀逸君を指名します。

◎日程第3 議長立候補者の所信表明

○臨時議長（野村 洋君） 日程第3、議長立候補者の所信表明を行います。

この所信表明は、森町議会の運営に関する基準の規定により実施するものであり、今後の議会活動の方向性をより明確にするとともに、議会の透明性をより進め、二元代表制の議会の責務を強く認識して、開かれた議会を目的に行うものでございます。

それでは、議長に立候補される方は挙手をお願いします。

（立候補者挙手）

○臨時議長（野村 洋君） 2名以上が立候補されましたので、議長に立候補したのは黒田議員と私野村洋の2人でございます。2人おりますので、くじ棒により所信表明の順番を決めます。

くじ棒を引きますので、立候補者は係のほうまで移動をお願いします。

（抽せん）

○臨時議長（野村 洋君） 抽せんの結果、最初に黒田議員、次に野村議員の順番で行います。

最初に、黒田議員、演壇から所信表明をお願いいたします。

○15番（黒田勝幸君） 皆様、おはようございます。所信表明のご挨拶をさせていただきます。

皆様は、町民の方々の熱い期待と人望を一身に受け、当選された方々です。このたびのご当選心より祝福申し上げます。町民の皆様の負託を受け、それに真摯に応える責任と義務を負う議員の皆様には、私自身を含め森町の発展と誰もが幸せを甘受できるまちづくり構築のため額に汗をし、今後真摯に努めていかなければなりません。そのために二元代表制のもとで運営される議会が何より活性化する必要がございます。現状維持でかわりばえのしない議会運営は、町の発展を損なうばかりか、町の未来をも奪ってしまいます。先人の言葉に次のような言葉がございます。何もしない人には過失はない。しかし、何もしないほど大きな過失はないと。これは、私たち議員を含め行政に携わる者がひとしく心にとめ、戒めなければ格言でございます。それで、私は議会改革と議員の意識改革の必要性を訴え、そのための施策を以下申し述べさせていただきます。

1、緊張感に欠く議会運営を払拭するため、議長の任期を2年と改めます。再任は妨げません。理由は、通常4年の任期では議長という地位に甘んじ、そのポストにとどまることが目的化し、議長本来の担う役割を十分果たせないおそれがあるからです。任期を2年と改めることで、議長になった者は真剣に議長職に専念することでしょう。緊張感を持って議会運営をするためには任期が2年間で妥当だと考えております。このことによって議員の誰もが議長を目指す機会にも恵まれます。

2点目でございます。今後議員定数削減に伴い、より充実した議会運営をするために若い人や女性の登用を図るべきだと考えております。次世代を担う若い人に議会への関心を持っていただき、議員を志してもらいたい。女性も同様、活躍の場を広げてもらいたい。そのためには若い人たちが安心して出れる環境を整え、議員報酬などの待遇改善を図ってまいります。生活基盤を保障してあげる必要があります。

3点目でございます。次世代を担う森町の若者と議会との対話集会を今後重ねていきたいと思っております。ご承知のとおり、森町では人口のちょうど3分の1が高齢者となりました。若者は、森町にとって貴重な存在です。宝です。未来そのものです。

4点目です。議会の活性化には今以上に個々の議員のレベルアップが欠かせません。これは、さきに述べた議員の意識改革につながるものでございます。理事者、町長などと個々の議員が対等に活発な議論を交わすためには、日ごろから議員の技量と資質向上のための研修に努める必要がございます。議会の一般質問の場で臆することなく堂々と渡り合い、核心をつく質問をするくらいの力を培ってもらいたいと思っております。そのための研修の機会を設けるなど、レベルアップに努めてまいります。願わくは、議会の中から町長を志す議員が一人でも多く出てほしいものだと、このように考えております。

以上、4項目を私が議長になった暁にはぜひ実現し、改革をしてまいります。

町民の間から停滞行政とやゆする声も聞かれる昨今、二元代表制のもとで議会活動を進化させ、町民の負託に応えてまいりたいと思っております。町民が親しみを持てる議会に変えていき、森町の主人公はほかならぬ町民であることを踏まえ、住民参加による開かれた議会を目指してまいります。議員の皆さん、一丸となり、改革に邁進しようではありませんか。あすの森町の発展のために。

ご清聴まことにありがとうございました。

○臨時議長（野村 洋君） 次に、私野村洋も立候補しておりますので、演壇から所信表明を行いたいと思います。

○4番（野村 洋君） まずもって町民の皆様の熱い期待を受けられまして当選された議員の皆様には本当にご苦労さまでございました。そして、心からお祝いを申し上げさせていただきます。皆様方の英知で、さらなる森町のすばらしい発展があるようにご挨拶をさせていただきますと思います。

ちょうど4年前になりましたけれども、あの忌まわしい3.11の震災がございました。当町におきましても海の中が大変甚大な被害を受けました。しかし、国と道のいち早い対応策で最短期間で乗り切りまして、今前浜はかつてない盛況でにぎわっているようでございます。これにつきましては、本当に心から喜びを申し上げたいと思うわけでございますけれども、昨今というか、昨年からですか、消費税の値上げ、そして電力料の値上げと町にとりましては、経済界にとりましても大変な状況がありまして、一部の企業というか、一部の職種を除いては余り芳しくない状況だというふうに感じておる次第でございます。そして、少子化、人口の減が本当に急激にそういう現象が起きておりまして、この状況が続けば町の存続に大きなそういう問題が出てくるということで、どこの町もそうでありますけれども、警鐘が鳴らされている現況だと思っております。

当町の議会といたしましては、6年前から行財政改革と議会改革という2つの特別委員会を立ち上げまして、各方面にわたる審議をしてまいりました。この中には実現できたもの、そしてまた実現できなかったもの、両方ございますけれども、今後も残された案件については住民の意見をよく聞き取り、尊重し、思い切った改革をしなければならないと思っております。さらに、4年前からこの道内では早いほうでございますけれども、通年議会を本格的に実施をいたしました。いかに郷土を住み良い町にするか真剣に取り組んでまいったと思っております。行政側に対しましても即対応できるような体制がとられまして、この効果は大きいというふうに思っております。また、町民の皆様の声を聴取して、議会活動をより住民に理解してもらうための対話集会を重視して、去年は女性団体協議会、また水産加工関係者との対話集会を行いまして、その際の声から電気料金値上げ反対の意見書を管内の町村に先駆けて議会全員一致で議決等をしております。

地方創生が叫ばれる昨今、住民の信頼性を高めるためにも議員全員が一丸となって当たっていかなければならない。そして、誠心誠意頑張っていかなければならないと思ってお

ります。具体的には常任委員会での政策立案機能等やこれを拡充しての特別委員会の設置、また町民の声を行政に反映させるため、町民の対話集会を効果が出るような工夫をして行ってまいりたいと思っております。

私は、議会活動の方向性をより明確にし、議会の透明性をより進め、二元代表制の議会の責任を強く意識して、是々非々で議会運営をしたいと思っております。また、民主的に、そしてスピーディーに全力で取り組んでまいる所存でございます。

なお、前者、黒田議員が表明されました議長の任期の関係でございますけれども、私はあくまでも法律で決められておりますように4年間で妥当だと考えております。それは、2年間ということであれば、議長職というのは対外的な職務もございまして、なかなかなれるまでというか、それまでにはある程度の時間がかかります。2年の期間というのであれば、ようやくなれた暁にそこでまたかわってしまわなければならないと、そういうような現状も現実起きてくるのでないかなというふうに思っているわけでありまして、私は今まで培われました経験と、そして人脈を十分生かした議会運営をこれからも頑張ってやってまいりたいと思っておる次第であります。

議員皆様の特段のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます、ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（野村 洋君） 議員の皆様申し上げます。

ただいま行いました議長立候補者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。立候補の所信表明にかかわらず、全議員がそれぞれ選挙権、被選挙権を有しているものでございますので、ご承知をお願いいたします。

以上で議長立候補者の所信表明を終わります。

#### ◎日程第4 選挙第1号

○臨時議長（野村 洋君） 日程第4、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に小杉久美子君及び松田兼宗君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（野村 洋君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○臨時議長（野村 洋君） 配付漏れなしと認めます。



投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○臨時議長（野村 洋君） それでは、投票箱の点検を終わりました。異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名でございます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(投票)

○臨時議長（野村 洋君） 投票漏れはありますか。

(「なし」の声多数あり)

○臨時議長（野村 洋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小杉久美子君、松田兼宗君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長（野村 洋君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票15票、無効投票1票です。

有効投票のうち、野村洋君9票、黒田勝幸君6票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、私野村洋が議長に当選いたします。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（野村 洋君） ただいま議長に私野村洋が当選しましたので、会議規則第33条第2項の規定により、この場からその旨告知をいたします。

私野村洋が議長に当選させていただきましたので、就任挨拶を述べさせていただきます。

○議長（野村 洋君） ただいま議長に選任をされました野村でございます。もとより浅学非才でございますけれども、自分の生き方といたしましては、誠心誠意というのが常日ごろのモットーとして行ってきたところでございます。

いろいろこの選挙戦ございましたけれども、私も町の皆様方にいろいろなお話をし、訴えをし、当選をさせていただきましたので、この議場に参ることができました。本当にこの期間熱い熱い町民の方々からのいろいろなご意見を拝聴しております。一つ一つこれを解消しながら対応して、町民の皆さん方の少しでも負託に応えるように頑張らなければならぬと、そのような気持ちいっぱいこの場に臨んでまいりました。そのためにも議員

が一丸となって協力し合い、なおぶつかるときは、これは議場でございますから、大いに議論は結構でございますけれども、やはり一致団結して何か一つ物事を決めていくには場合によってはそこに協力をし、町がますます力強く発展していけるように大いに議会の皆さん方の協力をお願いしなければならないのではないかなと、そのように思っておるわけがあります。議員の権能、権限がございますから、大いに議論に議論を重ねて、また議会に先立って理事者側とか、それから管理職側とも政策立案の段階でいろんな意見交換をしながら、少しでも早く森町が安全で安心でみんな町民の方々が喜んで暮らせるようなまちづくりに邁進をしてみたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。次第でございます。よろしくお願いたします。

○臨時議長（野村 洋君） これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

（臨時議長、議長と交代）

◎日程第5 会期の決定

○議長（野村 洋君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本平成27年第2回森町議会の会期は、本日から12月31日までの246日間としたいと思えます。あわせて本日の4月会議の審議日程を本日1日といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

よって、平成27年第2回森町議会の会期を246日間、4月会議の審議日程を本日1日と決定いたしました。

◎日程第6 選挙第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に小杉久美子君及び松田兼宗君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（野村 洋君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

（投票箱点検）

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。  
異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名でございます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

（投票）

○議長（野村 洋君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小杉久美子君、松田兼宗君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（野村 洋君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票15票、無効投票1票です。

有効投票のうち、三浦浩三君11票、佐々木修君3票、小杉久美子君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、三浦浩三君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（野村 洋君） ただいま副議長に当選されました三浦浩三君が議場にいらっしやいます。会議規則第33条第2項の規定により、告知をします。

副議長に当選されました三浦浩三君から発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長（三浦浩三君） ただいま選挙で選任されました三浦でございます。先ほど来選出されました野村議長、そして議長候補として名乗りを上げました黒田議員のおっしゃっておられました数々の案件、私はここにいらっしやいます全議員、もしくは職員、または町民代表しておりますこの議場に傍聴に来られております方々、皆様方が寄せられますもろもろの考え、案件、要望、そういうものを皆様方が議員としていろんなことを聞かれることと思います。その中で、野村議長の強力な指導のもと、私のできることは本当に微力なことでございます。私と与えられた職務、本当に議員個々の仲立ちをする立場と考えております。これからもひとつ皆様方の意見、そういうものをまとめる一つの束ねになればいいかなど。そして、議長ともども一生懸命これから議会として一つの方向性、前へ進むことを肝に銘じて、選出されたご挨拶にかえさせていただきます。どうぞこれからもよろしく願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時11分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

#### ◎日程第7 議席の指定

○議長（野村 洋君） 日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（藤田司志君） 森町議会の運営に関する基準により、議長の議席は最終番、副議長の議席は1番となっております。1番、三浦議員、2番、菊地議員、3番、加藤議員、4番、黒田議員、5番、山田議員、6番、檀上議員、7番、河野議員、8番、佐々木議員、9番、小杉議員、10番、久保議員、11番、木村議員、12番、西村議員、13番、堀合議員、14番、松田議員、15番、宮本議員、16番、野村議長ということです。よろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） ただいま朗読したとおり議席を指定します。議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時13分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

### ◎町長挨拶

○議長（野村 洋君） ここで町長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 平成27年第2回森町議会4月会議に当たり、貴重なお時間を拝借いたしまして、森町議会議員の皆様方に一言ご挨拶を申し上げます。

このたび統一地方選と時期を同じくとり行われました森町議会議員選挙におきまして、厳しい選挙戦を通じて町民から熱いご支援を集められ、当選の栄に浴されました議員の皆様方には心からお祝いを申し上げます。ご当選まことにおめでとうございます。皆様のご当選を待っていたかのように公園の桜も一斉に開花したようでございます。また、先ほど互選により選任をされました野村洋議長並びに三浦浩三副議長さんにもこれからの4年間よろしく願いをいたします。これからの4年、町政運営に、あるいは社会的な町内外への貢献などに対しまして、森町議会議員としての誇りのもと、持てる力を十分発揮されて取り組みいただきますようお願いをいたします。

さて、再選を果たされました議員の皆様方には釈迦に説法ではございますが、もとより二代表制と言われておりますように町部局と議会とは町政運営にとって両輪でございます。双方の車輪がバランスよく回転しないことには町民の負託に応える政策の執行、前進はかないません。課題は山積してございますが、合併10周年の大きな節目の年を迎え、森町のさらなる発展と町民皆さんが生まれ住んで良かったと思えるまちづくりに向けて、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、森町議会のさらなるご発展とご当選の栄に浴されました議員皆様方のご活躍、ご健勝を心からご祈念申し上げ、ご挨拶といたします。まことにおめでとうございます。

○議長（野村 洋君） ありがとうございます。

### ◎日程第8 選任第1号

○議長（野村 洋君） それでは、続いて日程第8、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを行います。

森町議会委員会条例第6条第4項の規定により、常任委員の指名を行います。

各常任委員の指名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（藤田司志君） それでは、発表いたします。先に総務経済常任委員会から発表いたします。

総務経済常任委員会、加藤進議員、河野文彦議員、小杉久美子議員、西村豊議員、野村洋議員、堀合哲哉議員、宮本秀逸議員、山田誠議員です。続きまして、民生文教常任委員会、菊地康博議員、木村俊広議員、久保友子議員、黒田勝幸議員、佐々木修議員、檀上美緒子議員、松田兼宗議員、三浦浩三議員。それと、広報広聴常任委員会15名は、委員会条例により定数15名となっております。議長を除く15名の議員で構成するものです。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ただいま朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり各常任委員に選任することに決定しました。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

（議長、副議長と交代）

再開 午前11時19分

○副議長（三浦浩三君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長の常任委員辞任について

○副議長（三浦浩三君） 議長の常任委員辞任についてを議題とします。

総務経済常任委員に選任されました議長から常任委員を辞任したい旨の申し出があります。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでもあります。総務経済常任委員を辞任したいとするものであります。

辞任について許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○副議長（三浦浩三君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務経済常任委員の辞任については許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

（副議長、議長と交代）

再開 午前11時22分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午後 1時17分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務経済常任委員会委員長に宮本秀逸君、副委員長に小杉久美子君、民生文教常任委員会の委員長に木村俊広君、副委員長に黒田勝幸君、広報広聴常任委員会委員長に松田兼宗君、副委員長に山田誠君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第9 選任第2号

○議長（野村 洋君） 日程第9、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。森町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員の指名を行います。

委員の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（藤田司志君） それでは、ご紹介いたします。

議会運営委員会、山田誠議員、佐々木修議員、菊地康博議員、松田兼宗議員、西村豊議員、堀合哲哉議員、三浦浩三議員、以上7名でございます。

○議長（野村 洋君） ただいま朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定しました。暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時19分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告します。

議会運営委員会委員長に山田誠君、副委員長に佐々木修君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第10 選挙第3号

○議長（野村 洋君） 日程第10、選挙第3号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙

を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

渡島廃棄物処理広域連合議会議員に堀合哲哉君、西村豊君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました堀合哲哉君、西村豊君を渡島廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました堀合哲哉君、西村豊君は渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました堀合哲哉君、西村豊君が議場にいらっしゃいますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知します。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分

○議長(野村 洋君) では、休憩前に続き会議を再開いたします。

#### ◎日程第11 承認第1号

○議長(野村 洋君) 日程第11、承認第1号 専決処分した事件の承認について、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長(伊藤 昇君) 承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分したので、報告し、その承認を求めようとするものです。



次のページをお開き願います。半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、説明資料を提出しておりますので、資料の1によりましてご説明申し上げます。ごらん願います。承認を求め理由でございます。本件は、半島振興法の一部を改正する法律の施行に伴い、失効期限、平成27年3月31日を10年間延長し、平成37年3月31日とすることにより、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものでございます。

次に、新旧対照表をご説明いたします。半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（平成25年条例第24号）の一部を改正するものであります。

第3条、不均一課税の要件の規定の改正は、第1号の規定中、平成27年3月31日を平成37年3月31日に改めるものです。

附則第2項、失効の規定の改正は、執行期限を平成37年3月31日限りに改めるものです。

条例に戻っていただきまして、附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定の改正は、公布の日から施行するものです。

以上が承認第1号の専決処分事項であります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから承認第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎日程第12 承認第2号

○議長（野村 洋君） 日程第12、承認第2号 専決処分した事件の承認について、森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（伊藤 昇君） 承認第2号 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分したので、報告し、

その承認を求めようとするものです。

次のページをお開き願います。森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、説明資料を提出しておりますので、資料の2によりましてご説明申し上げます。ごらん願います。承認を求める理由でございます。本件は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、2輪等に係る軽自動車税の税率引き上げを1年間延長する措置の森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものでございます。

次に、新旧対照表をご説明申し上げます。森町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第11号）の一部を改正するものであります。

附則の施行期日、第1条第3号の規定の改正は、第82条の改正規定を第82条第2号の改正規定、3,600円に係る部分を除くに改め、附則第4条を附則第4条第1項に改めるものです。

次に、同条第4号の規定の改正は、第82条第1号、第2号、3,600円に係る部分に限る及び第3号の規定並びに附則第4条第2項を平成28年4月1日施行とするものです。

附則第4条の規定の改正は、同条に1項を加え、軽自動車に関する経過措置を改めるものです。

条例に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上が承認第2号の専決処分事項であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから承認第2号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

### ◎日程第13 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第1号 森町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（伊藤 昇君） 議案第1号 森町税条例等の一部を改正する条例制定につい

てご説明申いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、森町税条例の一部を改正しようとするものです。

裏面をごらん願います。それでは、第1条、森町税条例の一部改正の改正点につきましてご説明させていただきます。条例の朗読を省略させていただきます。森町税条例新旧対照表を資料の3として提出しておりますので、ごらん願います。提案理由であります。地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、森町税条例の一部を改正しようとするものです。改正内容につきましては、記載のとおりであります。

3ページをお開き願います。条例第2条第3号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号の規定の整備をしようとするものです。

3ページ下段から4ページ中段の条例第23条第2項の町民税の納税義務者等に係る規定の改正は、地方税法に恒久的施設の定義が追加されたことに伴う規定の改正をするものであります。

4ページ中段の条例第31条、均等割の税率に係る規定の改正は、法人税法の改正により法人町民税の均等割額の課税標準である資本金等の額に係る定義の改定等を行う規定の整備をしようとするものです。

5ページ下段の条例第33条、所得割の課税標準の規定の改正は、所得税法の改正に伴う規定の整備をするものです。

6ページ上段の条例第36条の2、町民税の申告の規定の改正は、法人番号の規定を整備しようとするものです。

6ページ中段から9ページの条例第36条の3の3、第48条、第50条、第57条及び第59条の規定の改正は、関係法の改正に伴う規定の整備、または適用条文の項ずれによる条文の整備をするものです。

8ページ下段の条例第51条の規定、9ページ下段から15ページ上段の条例第63条の2、第63条の3、第71条、第74条、第74条の2、第89条及び第90条の規定の改正、15ページ上段から16ページ上段の第139条の3及び第149条の規定の改正は、個人番号、または法人番号等の規定の整備をしようとするものです。

16ページ上段の附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例の規定の改正は、法人税法の改正による条ずれの整備をするものです。

17ページ上段の附則第7条の3の2の規定の改正は、個人住民税における住宅の制度の適用期限の延長の規定を整備するものです。

17ページ下段から19ページ上段の附則第9条及び第9条の2、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例に係る規定の追加は、地方税法の改正によりふるさと納税の申告特例に係る規定の追加をするものであります。

19ページ中段の附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規

定の改正は、地方税法の改正により第5項の条文の改正及び同条に1項を追加して第6項とし、平成27年4月1日以後に新築される法附則第15条の8第4項の規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の登録に向けたサービスつき高齢者向け住宅である貸し家住宅で、町の条例で定める割合を3分の2にしようとするものです。

19ページ下段から22ページの附則第10条の3各項、新築住宅等に関する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定の改正は、個人番号、または法人番号等の規定の整備をするものです。

23ページ上段の附則第11条の見出し、土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義に係る規定の改正は、地方税法の改正により固定資産税の課税の特例について適用期限を平成29年度まで3年間延長する規定の整備をするものです。

次に、附則第11条の2、見出しを含む改正、平成28年度、または平成29年度における土地の価格の特例に係る規定の改正は、地方税法の改正により土地の価格の特例について適用期限を平成29年度まで3年間延長する規定の整備をしようとするものです。

23ページ下段から26ページ上段の附則第12条の見出しを含む各項の改正、宅地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に係る規定の改正は、地方税法の改正により土地の価格の特例について適用期限を平成29年度まで3年間延長する規定の整備をするものです。

26ページ上段の附則第13条の見出しを含む改正、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度の固定資産税の特例に係る規定の改正は、地方税法の改正により農地に対して課する固定資産税の特例について適用期限を平成29年度まで3年間延長する規定の整備をしようとするものです。

26ページ下段から27ページ中段の附則第15条、特別土地保有税の課税の特例に係る規定の改正は、地方税法の改正により特別土地保有税の課税の特例について適用期限を平成29年度まで3年間延長する規定の整備をするものです。

27ページ中段から29ページの附則第16条各項、軽自動車税の税率の特例に係る規定の追加は、地方税法の改正により一定の環境性能を有する4輪車等についてその燃費性能に応じたグリーン化特例経過の規定で、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合において平成28年度分の軽自動車に限り税率の特例を適用する規定の整備をしようとするものです。

29ページ中段の附則第16条の2、たばこ税の税率の特例に係る規定の削除は、地方税法の改正により旧3級品に係る特例税率廃止による規定の削除をするものです。

30ページの第2条は、森町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第11号）の一部を改正しようとするものです。

森町税条例附則第16条、軽自動車税の税率の特例に係る規定の改正は、地方税法の改正

により適用条文の項ずれによる条文の整備をしようとするものです。

31ページの附則第6条、軽自動車税に関する経過措置の規定の改正は、適用条文の整備をするものです。

次に、議案に戻っていただきまして、附則についてご説明いたします。6ページをお開き願います。施行期日、第1条は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものです。

第2条は、町民税に関する経過措置、7ページの第3条は固定資産税に関する経過措置及び8ページの第4条は軽自動車税に関する経過措置の規定の整備をするものであります。

8ページから14ページの第5条、たばこ税に関する経過措置につきましては、第2項の経過措置について各号に掲げる期間内に地方税法第465条第1項に規定する売り渡し、または同条第2項に規定する売り渡し、もしくは消費等が行われる紙巻きたばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする経過措置を規定するものであります。また、同条各項については、経過措置の規定を整備するものであります。

次に、14ページをお開き願います。第6条、特別土地保有税に関する経過措置、第7条、入湯税に関する経過措置をそれぞれ規定を整備したものであります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第2号 森町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（伊藤 昇君） 議案第2号 森町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

裏面をごらん願います。それでは、森町国民健康保険税条例の一部改正の改正点につきましてご説明させていただきます。条例の朗読を省略させていただきます。森町国民健康保険税条例新旧対照表を資料の4として提出しておりますので、ごらん願います。提案理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布施行され、国民健康保険税の課税限度額の引き上げの規定の改正及び低所得者に係る保険者軽減の拡充をするものであります。

5 ページをお開き願います。平成27年度国民健康保険税率等についてを資料として提出しておりますので、ごらん願います。森町国民健康保険税限度額推移表及び軽減判定所得基準改定を提出しておりますので、ごらん願います。

2 ページをお開き願います。条例第2条、課税額に係る規定の改正は、第2項ただし書き中、基礎課税額51万円を52万円に改め、第3項ただし書き中、後期高齢者支援金等課税額14万円を15万円に改め、第4項ただし書き中、介護納付金課税額12万円を14万円に改めようとするものです。

2 ページ下段から3 ページの条例第23条、国民健康保険税の減額に係る規定の改正は、課税限度額の改正により一部改正をしようとするものであります。

同条第2号の規定の改正は、5割軽減基準を26万円に改正するものであります。

第3号の規定の改正は、2割軽減基準を47万円に改正しようとするものです。

条例に戻っていただきまして、中段の第2条、森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第22号）の一部改正については、施行期日第1条の規定の改正をするものであります。

附則についてご説明いたします。施行期日、第1条は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものです。

第2条は、適用区分の規定を整備したものであります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。

○5番（山田 誠君） ちょっと伺いたいのですが、今回この国民健康保険税の一部改正、地方税法の施行令の改正ということなのだけれども、限度額の変更があるということなのですが、これで課税客体どの程度増えるか、それからそれに伴った税額は幾らか。予定で結構です。

それと、森町の場合、平成23年までは国の限度額よりも森町の保険税額が低かったわけなのだけれども、私心配しているのは24、25年度を見ましても未納額と滞納額、それから不納欠損が年々増えているということで、当然医療費が上がるから保険税は上がるということだろうけれども、その辺の因果関係的なものはどのように捉えているか、その辺お伺いしたい。

○税務課長（伊藤 昇君） 前段の課税客体の部分でございますけれども、現在その算定をしている最中でございます、人数的なものは今後把握できると思います。ただ、26年度の状況で申し上げますと、基礎課税額の部分では212ほどの世帯が課税限度額になっている状況でございます。ただし、その所得によりましてまちまちになってございますので、今後の部分につきましては今後精査をいたしまして、ご報告できるときにご報告してまいりたいというふうに考えております。

○保健福祉課長（山田 仁君） 前段については、税務課長のほうからあったと思います。後段の滞納額の部分でございますが、平成26年度の国民健康保険税の特別会計の決算見込みでは、法定外で1億9,000万ぐらい足りないというふうな部分が現状の税率で計算してみますとそのような形になってくるのかなというふうに思っております。

ただ、山田議員がおっしゃられたとおり、滞納額の部分、本年度についてはまだ現在においても収納管理課において収納しているところですが、金額的には去年より3,000万ぐらい増えている状況ではございます。不納欠損については、法律で許されている範囲の部分でございます、その部分からすると今後に期待していかなければ、5月31日までは期待していかなければ、収納率を少しでも上げるというふうな作業は一体になってやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（山田 誠君） 課長のほうからそういう5月31日まで期待していただきたいということなのけれども、従来から町長は公平、公正な態度でいくというふうなお話をしていますので、不納欠損を行うということは、裏を返しますと払わなくてもいいと結果的になるわけなので、そういう悪評がまたに流れるということになると行政執行上大変な痛手になるだろうと私は思うので、町長の今後の対応等について真意を述べていただきたい。

○町長（梶谷恵造君） 私からお答えを申し上げます。

やはり税に対しては、公平に町民の皆さんに負担していただくと、納めていただくというのは基本であろうと思います。そういったことを基本にしまして、新年度から税に対する扱い方につきましても改正をさせていただきました、先般。納めないほうが得だとか、それから納めないでいるといつの間にか納めなくてもいい状況になると、これは決してそのようなことはあってはならないと、そのように思っております。収納管理課等につきましても公平にとにかく厳しい目でもってきちんと対応するようということではお話し申し上げます。今後彼ら担当課だけではなく、それぞれの課も責任を持って、足を使いながら、この回収と申しますか、納税に対して自覚をしていただけるように周知を徹底してまいりたいと、そのように思います。

以上でございます。

○6番（檀上美緒子君） まだ1年生でよくわからない部分があるのですけれども、今のお話と関連してあれなのですけれども、払いたくても払えないという状況も実際にあると思うのです。不正にそれこそ払わないという方もいらっしゃるのかもわかりませんが

も、そういう実態も踏まえながら、やはりできるだけ負担は低く抑えるという、値上げを避けるという方向で私は取り組むべきではないかなというふうにして考えています。実際に森町でも過去、先ほどもお話あったように、国に比べて低く抑えているという状況もありますし、函館市あたりでも国保税への市からの持ち出しということで削減しているという状況もありますので、森町の中でも今回こういう形で限度額が上がるということは、町民にとっても負担になっていくのではないかなと思うのです。ですから、できるだけその部分について善処するという方策がとれないのかどうかというあたりについてお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（山田 仁君） 檀上議員のご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、払いたくても払えないというふうな部分の方もおられると思います。そういう方については、窓口で相談していただくとか、そういうふうな状況の中で手当てはしているつもりでございます。

今回の税務課長のほうからありました改正については、2点大きく分かれていまして、1点目の限度額については、国では昨年も限度額ちょっと上がりまして、私ども事務屋からすればまさか2年連続上がるのかというふうな状況もあったのですが、先般都道府県の課長会議あったときに、国の考え方はやはり所得のある方からはいただきましょうというふうな状況と今回の2点目の軽減判定の部分からすれば低所得者の人は少し税金を安くするために今回の改正を行おうというふうな状況で、二極化しているのかなというふうな部分からすれば、中間層を含めて2点目の軽減判定の部分からすると保険税率は下がってくるのかなというふうな状況が一方ではあるのかなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、納税相談なり、そういうふうな部分で状況をお知らせいただくと、私どももそういうふうな部分で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○13番（堀合哲哉君） 1点だけお聞きしたいと思います。

軽減判定所得基準改定についてでございます。その部分で5割軽減基準額、これ変化しております。それから、2割軽減の部分。もっと対象が増えるだろうと私は思っているのですが、実際課でどのぐらいの世帯が、あるいは個人でもいいですけども、対象になってくるのだろうか。

それと、それにかかわって今回国保税だけとりまして、国民健康保険税で今最高限度額52万、先ほどの説明で210世帯ということを言われました、およそです、26年度ベースで。例えば26年度ベースでもいいのですが、これ5割、2割を幅広げた場合、引き上がる部分とここの部分で引き下がる部分で割合比べた場合どういう感じになりますか。その辺数字的には出されていないでしょうか。その辺お聞きしたいと思うのです。

○税務課長（伊藤 昇君） お答えいたします。

大変申しわけございません。今現状ではその所得の把握を町民税あわせましてしている



段階でございまして、今この場でどのようなことになるのか何人いるのか、そういうことをお話できる状況にはまだなってございませんので、今後課税が全部された後にはその中身等は調査でわかるかと思えます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第3号 平成27年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度森町一般会計補正予算の第1回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,832万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ91億1,928万円にしようとするものです。

第2条、地方債の変更は、第2表により補正をしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。歳入ですが、款14国庫支出金の節2 児童福祉費補助金の773万4,000円は、子育て世帯臨時特例給付金を計上したものです。

続いて、款18繰入金の基金繰入金750万円は、グリーンピア大沼の施設修繕に充当しようとするものです。

続いて、款19繰越金は、財源調整のために計上をしたものです。

続いて、款20諸収入の雑入は、先般のバス停火災事故に伴う弁償金を計上したものです。

次に、8ページ、9ページの款21町債の節1 商工業事業債1,850万円は、建設プレミアム商品券発行に伴い過疎債を充当しようとするものです。

次に、10ページ、11ページの歳出ですが、款2 総務費、目4 財産管理費の修繕料750万円は、グリーンピア大沼の温泉井戸ポンプの取りかえをしようとするものです。資料ナンバー5を提出しております。

続いて、目11諸費の工事請負費200万円は、先般の火災事故で焼失したバス待合所を新設しようとするものです。資料ナンバー6を提出しております。

続いて、目12地方創生対策費の節4共済費から節13委託料までは、子育て支援商品券発行業務に係る事務費を、また節19負担金補助及び交付金の1,850万円は建設プレミアム商品券発行に係る補助金を計上しております。資料ナンバー7と8を提出しております。

続いて、款3民生費、目8子育て世帯臨時特例給付金事業費1,017万4,000円は、昨年度から引き続き消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するために臨時的に給付をしようとするもので、節4共済費から節19負担金補助及び交付金までのそれぞれ事務費と給付金を計上しております。資料ナンバー9を提出しております。

次に、12ページ、13ページの款6農林水産業費、項1農業費、目4畜産業費のばんば大会補助金39万円と項3水産業費、目2水産業振興費のほたて祭り補助金17万円、さらには款7商工費、目2観光費の観光ボランティアガイドの会支援補助金33万円とよさこいソーラン活動支援補助金14万円は、当初予算において観光協会補助金に計上しておりましたが、諸事情によりそれぞれ担当部署に振り分けをしたもので、その分103万円を観光協会補助金から減額をするものです。資料ナンバー10を提出しております。

続いて、款8土木費の町営住宅の修繕料265万円は、砂原地区にある柏団地の飲料水の井戸ポンプ故障のため、さわやかセンター・砂原から引き込むための修繕をしようとするものです。資料ナンバー11を提出しております。

次に、14ページ、15ページの款9消防費、目4災害対策費の450万円は、今月3日の大雨により道路や河川に被害が発生したため、復旧対策として建設機械を借り上げしようとするものでございます。資料ナンバー12を提出しております。

続いて、款10教育費では、ペタンク場への給水栓設置に係る工事費及び水道料並びに検査手数料をそれぞれ計上したものでございます。資料ナンバー13を提出しております。

続いて、款12公債費では、町営住宅使用料の財源の振りかえをしようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。

○4番（黒田勝幸君） 説明書の6ページ、バスの待合所、前回火災に遭ったところの跡地の建てていただくと。今までの予算を見ると100万か100万ちょっとぐらいで推移していたのかなと、こう思っているのです。今回200万計上されておりますけれども、図面もありますけれども、特別大きい建てるのかそんなのではなくて、前と同じぐらいの大きさなの。

○企画振興課長（長瀬賢一君） 黒田議員のご質問にお答えいたします。

予算計上で200万円ということで計上しております。大きさについては、以前に設置したものと変わらないもので考えてございますけれども、今後設置する際には、基礎の部分なのですけれども、その部分を今まで東石だったのですけれども、基礎コンクリートでやっていくということで、その部分で60万ほど多くなっております。あと、資材費ですと

か労務単価の増ということで200万円ということで計上しております。

以上です。

○11番（木村俊広君） 15ページのペタンク給水施設でございますけれども、この活性化広場に給水施設を設けるといふ、こういう提案ですけれども、活性化広場なのですから、大きな予算をとって工事やったわけですから、その際に関係する団体等とできるだけ協議を進めながらやってほしいなという、そういう話をずっとしていたのですけれども、3月の議会でも倉庫みただけけれども、倉庫でない施設を建てると、そういうお話もありました。なおかつ今回またこういう形で補正ということで、もう少し一回でぴしっと整備してしまうという、そういう方向性でなぜできないのかと。せっかくきれいにつくったものがまた給水するということになる掘り返したりなんだから、余計なことをして設備もせっかくつくったものも傷みややすくなるという、そういう方向性になっていくのかなと思うのですけれども、当初からきちっと計画を持ちながら進めていくべきだと思うのですけれども、当初からちゃんと協議しなさいよというお話は何回もしているのですけれども、していなかったのですか、これは。お伺いします。

○副町長（片野 滋君） 私のほうからお答えしたいと思います。

今設置するのは、活性化広場の中に設置というわけではなくて、そのすぐ横にございますペタンク場、冬期間あそこでペタンクをやっているのですが、あそこのハウスの横にその給水施設を設置しようとするものでございます。活性化広場の建設計画時にペタンクのハウスについても計画段階でいろいろ協議をした経緯がございます。その段階でも水が必要だという話はあったのですが、結果的にあれ移動する予定が移動しないという状況の中で活性化広場が整備されたものですから、その段階ではちょっと給水施設を整備することは断念しておりました。その後、広場が完成してからやはり協会のほうからどうしても水が必要だというお話がありましたので、一番経費を抑えて設置できるのは活性化広場の給水施設から地下にずっと縁を通って管を布設するという方法が一番安価な方法で施工できるということで、今活性化広場の例えば舗装を剥いだり、そういうような工事はしないような形で設置しようとするものでございます。今後さらにいろいろな意味で活性化広場何か計画ありましたらまた協議しますけれども、できるだけ今の体制のままで活用できればと思っております。

以上でございます。

○5番（山田 誠君） 13ページと資料の10ですが、森町観光協会補助金103万の減、あと畜産のばんば、ほたて、ボランティアガイド、よさこいソーランの活動支援ということで、当初今年の27年度予算で予算づけしたところが観光協会のほうではこれらはトンネル予算であるので、だめだという一部の会員からの発言があったというふうに伺っております、そのような状況であれば今後森町の観光行政について相当な支障も出かねないという懸念を持っております、私個人的には。それで、事務局もこちらのほうにあるので、本体部分もこちらのほうに引き揚げてもいいのではないかとこのように私は思っております。昨年の

うちに事前にこういうものがあるから、町で独断でやっていただきたいというのならいいけれども、補助金を新年度予算でつけて、それを見て返すというばかな話はないと、私はそう思うのですが、担当としてどう思いますか。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えいたします。

3月26日に森観光協会の臨時総会が開かれまして、その中で助成事業についての今山田議員さんがおっしゃった4本の事業について協議いたしました。その結果といたしまして、今後平成27年度から森観光協会の事業としては実施しないというふうな形で決議されたところでございます。昨年の7月から事務局のほうで町のほうに移管になりまして、事務局長と事務局員を置く中、この間観光協会の事務を進めているところでございます。事務の引き継ぎもしながら、同時進行できている部分もございまして、なかなか一遍に引き継ぎができなかったという部分もございまして、その辺もう新年度になりましたけれども、今後さらにしっかりと観光協会、観光事業を実施していくように進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○5番（山田 誠君） 内容的にはわからないわけではないけれども、やはりこういう状況が続くとなれば、この森町の観光行政について支障が出てくるということと言えると思うのです。それで、先般から町長のほうも法人化を目指すというふうなことははっきり言っていますので……言っていなかった。本当。やりたいと、私はそういうふうに伺っていたのだけれども、考えたいの。考えたいという意向があるので、やっぱり遠慮なくやったほうがいいです、こういうのは。二重行政的な我々はこちらのほうでやって、あと事務はおまえたちやれというふうな話にならぬ、これから。どこの町村見てもそうなのです。だから、きちっとした方向づけをして対応してやっていただきたいと。だめだったら持ってきなさい、こっちのほうに。我々も応援します。その辺もう一回、課長、腹をくくって答弁してください。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えいたします。

今山田議員さんのほうからお話がありましたように、今後とも支障が出ないような形で覚悟を決めて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○13番（堀合哲哉君） ちょっとお願いあるのです。私も観光そのものについては非常に素人で申しわけございませんけれども、今山田議員がおっしゃった点、我々議会人として一度議会通ったものが再度こうやって補正の中で変わってくる。我々にとっては、ではあの議決何だったのだろうかというのが一つあります。それを簡単に年度途中でころころ変えられるというのは、やっぱり町側の威厳と議会のここの議決機関を完全にないがしろにしているのではないのかなという思いすらあるのです。私の言い方は非常にオーバーかもしれない。オーバーだったら許してください。それはさておき、ぜひ後で結構ですから、今これ外しました。観光協会に出した補助金からこれ抜きました。では、森町の観光協会は何をするのと。後でいいですから新年度の計画、これからの方向性、ぜひ議会に提出をお願いしたいと思います。町長、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○14番（松田兼宗君） 同じところで確認したいことが幾つかあります。

今山田議員の課長の答弁の中で、今のこの4つのものが観光協会の事業ではなくなったという言い方をしたのですが、観光協会の事業だったのですか。それをまず1点確認したいということ。

それと、こういう形で当初3月予算で通ったものを振り分けるということに関しては、今までやっていたことが間違いであったということを確認したというふうに受け取っていいのですか。その確認。

それと、新たにこの4つの団体に補助金出すということは、今まではこの議会の中では観光協会に一括出しているわけで、それぞれの団体にどういう趣旨で出しているかというのは一切説明はないのです。それを全部この4カ所の各担当課の農業費、農林水産業費、それぞれのあれで説明を再度お願いしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） 松田議員の質問にお答えいたします。

最初の1番目の質問だったと思うのですが、平成27年度からは森観光協会の事業としては実施しないというようなことで臨時総会の中で決議されております。

それから、今までやってきて間違いと認められたのかというご質問ですが、これもあくまで今回の総会の中で協議する中で決定づけられたものでありまして、間違いだとか間違いではないとかというのではなくて、今回の総会の中で決められたという状況になっております。

それと、まず私のほうからそれでは森町観光ボランティアガイド、商工労働観光課の担当課といたしましては、森町観光ボランティアガイドの会の活動補助金、それからよさこいソーラン活動補助金ということで補助金を支出しております。観光ボランティアのほうにつきましては、活動費の一部を補助するという中身でございます。よさこいソーランにつきましても、いろんなイベント等々の活動費の補助金ということで支出するものでございます。

○農林課長（宮崎 渉君） お答えいたします。

ばんば大会の補助金につきましては、本年5月17日に開催されます森町馬桜会主催のこちらのばんば大会の助成ということで、総額でいきますと157万円予定しておりますけれども、そのうちの助成金39万円ということになります。中身につきましては、皆さんばんば大会の様子見ておりますので、おわかりだと思っておりますけれども、私たち職員も農林課から手伝い出ていますけれども、ガードマンも配置しながら、当日午前10時から午後の3時までばんば大会の運営全般にこの補助金を充てております。

以上です。

○水産課長（黒川安明君） 水産課のほうではほたて祭りについて補助金を森漁業協同組合のほうに出す予定でございます。これにつきましては、毎年1月の末に森漁業協同組合のホタテ養殖部会のほうが主催となって、1年に1回町民還元という形でホタテ3年貝を格安で販売するという内容になってございます。

以上でございます。

○14番（松田兼宗君）　まず、観光協会の事業だったというふうには私の認識としてはそうではなくて、例えばばんばの大会のものが別にあって、ただ祭り期間の中にやられているだけだと思っていないのです。そしたら、それぞれの団体が観光協会に入っているのですか。どうもその辺があやふやなところあって、まずその辺確認したいというのと、今の説明はそれぞれの趣旨をそれぞれ説明しているとどうもわからない。ただ補助金を出しているというだけで、どういう目的でというのが、何のために出しているかどうも見えてこない。今までは観光協会の全体の中の予算に入っていたわけですから、それが出てこないわけです。そういうことからすると、それぞれ4つに分けた中で補助金を出していることの中身がこの場でわかったわけですが、別な言い方をすると。そういう意味では、今回のこういう予算の立て方、補助金の出し方というのは正しいやり方なのではないですかと私は思うわけです。今までがその辺の解釈の仕方というか、ただ観光協会のほうの臨時総会でそういうことが指摘されたからどうのこうのという話を言っているけれども、議会の立場からすると見えていなかったわけですが、今までそういうことが。どういう団体に出されて、どういう趣旨で、どういう目的で出されていたのかというのが。今回初めてそういうのがわかるわけです。そういう点ではガラス張りになってくるわけですから歓迎すべきこと、議会にとってというか、町民の目からすれば。とすれば、これが正しいやり方なのです、私に言わせれば。その辺どうなのでしょう。

○町長（梶谷恵造君）　私からお答え申し上げます。

いろいろ議員の皆様方からご質問を受けております。このたびのこの予算の組みかえにつきましても、私も議会からの承認をいただいたものを改めてこのように補正提案させていただくというのは大変本意でございません。おわびを申し上げたいと思います。ただし、先ほど松田議員のほうからも今まで透明性がなかったようなご質問、ご指摘もございました。しかし、数十年にわたってこの桜まつりの森観光協会の運営をなされた中で、先般までの予算の組み方があったと、そのように私は認識しております。そしてまた、観光行政の中にあつてこのばんば大会は桜まつりを盛り上げるために、それからほかの観光ボランティアガイドはさらに来られた観光客の方をおもてなしするためにとほとんど連携をとってその祭りを盛り上げ、観光されてきたお客さんを大変満足させたり、そしてまた町の中の経済効果に寄与するというところで3月の予算で組んでいただいた形になっておつたと、そのように私は認識しております。

そしてまた、全員協議会の中でもお話を申し上げさせていただきましたが、先ほど山田議員のほうからも自立する団体を目指すという、それも一つの方法だということで先般お話をさせていただきました。今ある観光協会の形は、私はあるべき姿だとは思っておりません。先ほど課長は、観光協会を役場のほうに移管を受けたというふうな表現を使いましたが、移管を受けたわけではございません。今仮に役場の中に電話と場所を提供していると、そういう形でございます。今後来年の3月、新幹線が開業して、もちろんその

前から森町に桜まつりに訪れるお客さん、いろんなたくさんのお客さん、観光客見えております。その方々にきちんとしたサービスを提供するのと、そして町の観光産業を底上げ、育成して、これを経済効果に結びつけるために先般から2年間の新田参事の派遣、そして今回横山参事の道からの派遣と、いろいろと育成を続けていった中で将来この観光協会も生きてくる。そして、本当の意味での予算の形というのが見えてくるのではないかなと思います。議会から承認いただいたものを団体の総会の中で否決されたということで、今回改めて補正の形で予算提案させていただくわけですが、体制としては今将来的にあるべき姿を目指しながら進めていきたいと、そのように思います。

そしてまた、観光に関して、まず新年度始まりますと既に桜まつりの事業は取り組まなければならない、そういった大変忙しい時期での取り組みもあった中で、今までどうしてもなおざりになっていたところがあると思います。内容は、これからも十分吟味して、そして今観光協会の中では今回このような決断をしたわけですが、やはり皆さん連携をとって、祭りを盛り上げていくための観光協会ですから、私は将来また形が変わる可能性もあると思います。このままの議案提案とはならず、最終的にまたもとの形に戻るのかもしれないけれども、今回はどうかお祭りを進めるための皆さん方のご理解をよろしくお願いを申し上げたいと、そのように思います。

以上でございます。

○14番（松田兼宗君） 観光協会のどうのこうの、桜まつりがどうのこうのという話をしているのではないのです。問題は、補助金の出し方の問題を言っているのです。いいですか。今回こういう形になって出てきているからわかるわけですが、我々は、こういう形で出されているというのが。観光協会そのものに我々調査権限ないです、補助金を出している部分にはあるけれども。そのことを言っているのです。だから、今後補助金の出し方の問題で、まだほかにあるのではないですかということなのです、こういう出し方していて、目に見えない形で。だから、その辺をどうなっているのかを最後に、もしこういう補助金の出し方があれば、多分総務課長あたりが一番把握しているのだと思うのですけれども、その辺あるのかないのかだけ答弁していただければと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時25分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

このような形のものでまだあるのかどうかというのは、もう少し精査した中で考えていきたいと思いますが、観光協会一つとっても以前からこういうやり方をしてきたということはありません。その中でいろんな事業をやっているわけですが、そこは町と観光協会との

一年を通じての予算審議の中で協議していくという形をとっていますので、その中で事業の透明性なりというのはやはり担当課のほうでそこは把握しながら予算要求をしてくるとい形をとっておりますので、今後これがいいのかどうかも含めまして協議をさせていただきたいと思ます。

○7番（河野文彦君） 済みません、さきに質問した方とかぶっていたら申しわけないのですけれども、そもそもこの補助金が決まるプロセスというのですか、各団体から陳情があつて補助金をつけるのが正しい形かと思うのですけれども、どうも去年もこうだったから今年もこうというふうに私は見えてしまったのですけれども、この補助金が決まるプロセス、ばんばの団体だったり、お祭りの団体であつたりが観光協会を通してお願いをしての補助金の決定だったのか、それとも観光協会が極端に言うところ知らないうちについていた補助金が自動的に決まってしまうものなのか、その辺1点だけ教えてください。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えいたします。

各団体の要望に基づいて計上したものでございます。

以上でございます。

○7番（河野文彦君） では、その団体からの要望は、観光のほうに、役場のほうに来て、極端に言うところ補助金を支出する観光協会は知らないということでしょうか。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えします。

観光協会のほうを通して要望書が上がってくるのが通常でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時29分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第3号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第16 同意第1号

○議長（野村 洋君） 日程第16、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第1号 教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

現在委員を務めていただいております三輪雅子氏は、本年5月9日をもって任期満了となります。後任委員を任命するに当たり、引き続き同氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

三輪雅子氏は、平成23年4月に議会のご同意をいただき、今日まで教育委員として意欲的に取り組まれております。また、地域活動に対しましても積極的に参加、協力されるなど町民からの信頼も厚く、適任であると思われまます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから同意第1号に対する質疑を行います。

○14番（松田兼宗君） 確認なのですが、新教育制度の絡みで今回のこの任期というのはいつまでなのかを確認したいのですが、その制度の変わる時期までという認識でいいのですか。

○教育長（香田 隆君） それでは、お答えをいたします。

新しい教育委員会制度になりまして、新教育長というのは私の任期満了をもって終わるか、それから私が何かの理由で途中で退任するといったときに新教育長で、そのほかの教育委員の方々はそのままいくという形になっています。ただ、委員長はなくなるということになります。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時33分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第17 同意第2号

○議長（野村 洋君） 日程第17、同意第2号 監査委員の選任についてを議題とします。

菊地議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（2番 菊地康博君 退場）

○議長（野村 洋君） 同意第2号について提案理由の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第2号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

地方自治法第197条において監査委員の任期は議員のうちから選任される者にあつては議員の任期によると定められております。このたびの森町議会議員の改選に伴い後任委員を選任するに当たり、同法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

後任人事につきましては、菊地康博氏を選任したいと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 同意第2号について提案の理由の説明がありました。これから本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第2号 監査委員の選任について採決します。

本案について同意することに……。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時35分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
本案について同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、同意第2号については、同意することに決定しました。

（2番 菊地康博君 入場）

◎日程第18 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第18、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申請書のとおり休会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり休会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり休会中の継続調査とすることに決定しました。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして今4月会議に付議されました案件の審議は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第2回森町議会4月会議を終了します。

ご苦労さまでございました。

休会 午後 2時37分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

平成27年4月30日

森町議会臨時議長

森町議会議長

森町議会副議長

森町議会議員

森町議会議員